

ごみ分別の前に… ごみを減らす方法を考えてみませんか

私たちは、豊かな生活をするために、地球のあらゆる資源を使い、一方で多くのごみを生み出しています。未来に美しい地球環境を残すため、ものを大切にすることでごみを出さないようにしたり、繰り返し何度も使うことなどにより、ごみとなるものを減らして、資源の消費を抑え、環境に負荷をかけない生活をする必要があります。自分たちの生活の中で、身近なところからごみを減らす方法を考えてみませんか!

ごみを減らすためのキーワード……

3R

発生抑制

Reduce

(リデュース)



【ごみを出さない工夫】

ごみになるものを買わない、不要になるものは受け取らないなどにより、ごみの発生そのものを抑えます。

再利用

Reuse

(リユース)



【繰り返し使用する】

一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、そのまま何度も使用します。

再生利用

Recycle

(リサイクル)



【資源として利用する】

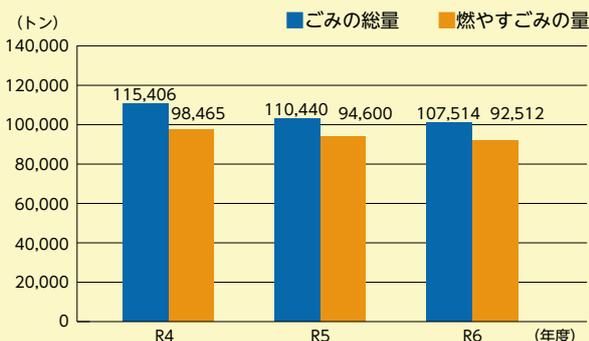
不要になったものに手を加え、再び原材料として利用します。リサイクルするためには、正しい分別が重要になります。



いわき市のごみの現状

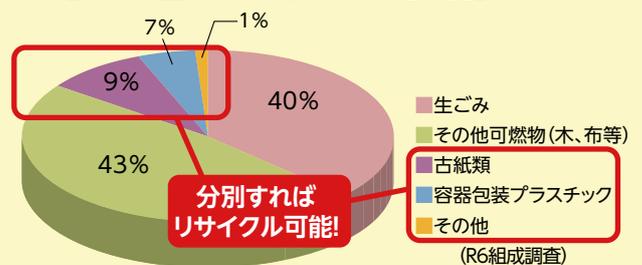
いわき市のごみは長期的に見て減少傾向にあります。その処理費用は年間で約57億円かかっています。皆様一人ひとりの適正な分別により、ごみを資源に変えましょう!

いわき市のごみの総量及び燃やすごみの量



ごみの処理費用は年間で約57億円 (R5年度実績)

家庭から排出される「燃やすごみ」の内訳 (重量割合)



燃やすごみの中には古紙類9%、容器包装プラスチック7%など、リサイクルできるものがまだ多く含まれています。また、約4割を占める生ごみは、その80%が水分といわれています。生ごみはしっかり水切りをしてから出すことで、量が減り、ごみ出しも楽になります。

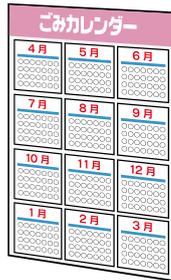
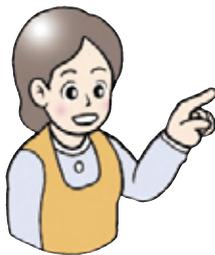
ごみ出しの基本ルール

ごみ分別の前に！
いわき市の
ごみ分別
容器包装
プラスチック
びん類
かん類・ペットボトル
小型家電・
金属類
電池類
古紙類
製品・プラスチック
燃やさないごみ
燃やすごみ
大型ごみ
市では
収集しないもの
災害廃棄物処理
分別早見表
施設搬入について

分別と収集日を確認しましょう

ごみの分別を確認しましょう。
収集する日は、「家庭ごみの収集カレンダー」で
確認してください。

(地域によって収集する日が異なります。)
分別されていないごみや市で処理できないごみは収集しません。ルール違反のごみには、ステッカーを貼っていますので、内容を確認し、自宅へ持ち帰ってください。



決められた集積所へ出しましょう

ごみを出す場所は、お住まいになっている**地区で決められた集積所**です。出す場所が分からない場合は、近所の方にお尋ねください。「**集積所は、利用する皆さんで協力して管理されています。**」**ご自分の集積所以外には出さないでください。(トラブルの原因になります)**



決められた袋を使いましょう

ごみを出す袋は、大きさが**15～45ℓ**で**無色透明あるいは、無色半透明の袋**をご使用ください。詳しくは4ページをご確認ください。

家庭で**1回に出せる量は2袋程度**です。
米袋や肥料袋、レジ袋など、規格外の袋に
いれてごみを出された場合、収集しませんので、
決められた袋をお使いになってください。

○古紙類について
古紙類は袋に入れず、ひもで十字にしぼって
出してください。
また、その他の紙は紙袋等に入れて出して
ください。

○電池類について
電池類は、**無色透明あるいは、無色半透明の袋**であれば、**15～45ℓの袋以外も**ご使用
いただけます。



時間を守りましょう

必ず**収集日の朝8時30分まで**に出してください。**(夜間には出さないでください)**

収集量や道路状況などにより収集時間は変わりますので、ご了承ください。

収集した後に出されたごみは、取り残されてしまいます。

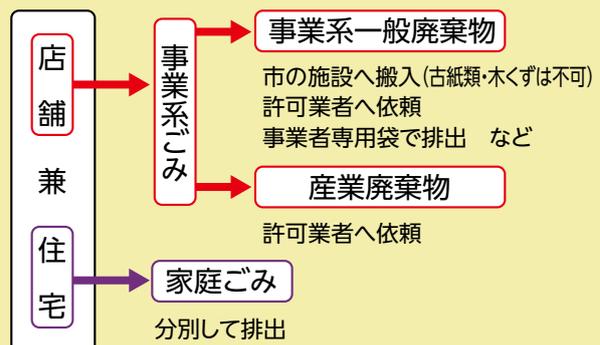


店舗兼住宅から出るごみについて

店舗兼住宅の場合、店舗部分から出るごみは、事業系廃棄物となり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

事業者専用袋で排出したり、許可業者に処理を依頼するなど、「店舗」と「家庭(住宅)」のごみは区別して、処理するようにしてください。

※詳しくは「事業者ごみ処理パンフレット」をご覧ください。



http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001966/files/gomipanfu_h28.pdf

令和7年4月1日から

ごみ袋が変わりました！

令和6年度まで

縦70cm、横50cmの大きさで、
無色かつ透明のポリエチレン製の袋

令和7年度から

容量が15ℓ以上45ℓ以下で、内容物を識別できる
無色のポリエチレン製の袋



ごみ袋の大きさは？

- ▶ 容量が15ℓ～45ℓの範囲内なら 寸法に制限なし
- ※【注意事項】45ℓ袋は 厚さが薄いと破れてしまいます。
大きい袋を使う時は袋の厚さに気を付けてください！



ごみ袋の色は？

- ▶ 色は無色のみ！ 色付き袋使用不可× (白色も使用不可×)
- ▶ 文字、マークなどが印刷された袋は使用不可×
- ▶ 内容物を識別できれば 半透明の袋も使用可○



ごみ袋の形は？

- ▶ これまでの長方形袋だけでなく、取っ手付き袋も使用可○

参考例

使用可○



無色の袋で内容物 取っ手付き袋の
識別できればOK！ 使用もOK！

使用不可×



内容物識別できて
も有色(白色含)袋
はNG！ スーパー等レジ
袋(店舗ロゴ入
など)はNG！